

玉野市立玉野商工高等学校 いじめ防止基本方針（概要）

平成26年3月 策定 平成30年4月 改定

いじめに関する現状と課題

・ここ数年からいや、心ない言葉を発せられ嫌な思いをしている生徒が少なからずいた。特に、SNS上での書き込みが発端となることが増えている。いじめはいつでもどこでも発生すると言われている。本校も例外ではなく、いつでもいじめは起こりうると考えられる。生徒同士でのふざけあい、または何気なくかけた言葉から、いじめに発展する事もあり得る。SNS上でのトラブルは、学校・保護者が認知するまでに時間がかかり、問題が大きくなってしまっていることが多い。これから私たちはいじめの被害から生徒を守るため、細心の注意を払い、生徒一人一人を見守っていかなければならない。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校全体での取り組みを推進していくため、いじめ対策委員会を中心としてクラス担任、教科担任、部活動顧問、各課など全ての職員で様々な立場から有効ないじめ対策に取り組んでいく。
 ・生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、教職員研修、情報モラル教育の推進を図る。
 ・ボランティア活動や地域貢献活動に積極的に参加させ、自己有用感を体得させ、人間関係作りに役立てるとともに、未然防止に向けて生徒の主体的な活動を推進していく。

＜重点となる取組＞

- ・アンケート実施や面談を実施して、相談しやすい環境を作り、いじめの防止と早期発見を行う。
- ・生徒会を中心としていじめ防止活動の自主的活動を行う。
- ・SNSなどの利用実態を調査して、情報モラル教育を推進する。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

・保護者懇談やPTA理事会、PTA役員会を通じていじめの実態など、いじめ問題について情報を提供していただき、取り組みの改善に生かしていく。

・学校評議員の協力を得て、学校外の生徒の実態などの情報をつかみ、早期発見に生かす。

・ブログやライン等ネットワークを利用したSNSの使い方について保護者への啓発活動を実施する。

・いじめ問題の各相談窓口や教育相談窓口などの紹介文書を保護者に配布して、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめへの対応

＜対策委員会の開催時期＞

・年2回実施 4月、3月、随時

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞

・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は、朝礼または臨時職員会議等で伝達。

＜構成メンバー＞

- ・校外
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ・校内
教頭、教務課長、生徒指導課、各学年主任、教育相談係

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

・市教育委員会、県教育委員会

＜連携の内容＞

・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣

＜学校側の窓口＞

・教頭

＜連携機関名＞

・玉野警察署

＜連携の内容＞

・非行防止教室の実施
 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催

＜学校側の窓口＞

・生徒指導課長

学 校 が 実 施 す る 取 組

①
いじめの防止

（生徒会活動）

・いじめについて生徒自らが考える週間を設け、生徒会が主導していじめ防止の意識を高揚させる。
 ・雄心祭など生徒会活動を通じて、他者との関わり合いを学び、豊かな人間性を育成する。

（教員研修）

・教職員の指導力向上のため、随時研修を行う。

（ボランティア活動）

・ボランティア活動、地域貢献活動を通じて他者との関わりを学ぶ。

（規範意識の向上）

・校則やマナーを守り、規範意識を高め、自己の感情をコントロールできるようにする。

（情報モラル教育）

・教科指導の中でネットワーク社会の情報モラルを強化する。
 ・スマホ・ケータイ安全教室の実施（生徒向け・保護者向け）

②
早期発見

（実態把握）

・学期毎にアンケート実施をして生徒の実態把握に努める。

（情報共有）

・生徒の些細な情報を学年団・生徒指導課で共有し、必要なものは職員会議で全ての教職員で情報を共有する。

（相談体制の周知）

・校内外の相談窓口を生徒や保護者に対して紹介し、その広報活動を行う。

（地域との連携）

・PTAや学校評価委員会など関係団体と連携を密にして、生徒の情報を積極的に収集する。

③
いじめへの対処

（事実の確認）

・いじめの報告を受けたときは速やかに事実の確認を行う。

（組織的な対応）

・いじめ対策委員会を中心として、対応にあたる。市教育委員会に速やかに報告をして、必要であれば警察とも連携して事後の対応する。

（被害生徒への支援）

・被害を受けた生徒のケアを最優先に取り組み、当該生徒と保護者に対して支援を行う。

（いじめた生徒への指導）

・いじめは絶対に許されない行為であるという姿勢を示し、健全な人間関係を築くことができるよう指導する。

（他の生徒への働きかけ）

・学校内の生徒一人一人がいじめは絶対に許さない強い意志と行動力を持つよう指導する。